

一般社団法人加古川観光協会ホームページリニューアル業務

プロポーザル募集要領（公募型）

一般社団法人加古川観光協会

令和8年3月6日

1 趣旨

一般社団法人加古川観光協会（以下「協会」という。）が運営するホームページは、開設から長期間が経過し、最新のWebトレンドへの対応やスマートフォン対応の強化、サイト構成の再整理及びリンク機能等のメンテナンスといった課題を抱えている。また、令和8年度をもって終了する「かこがわ検定」に代わる新たな観光振興コンテンツの構築も急務となっている。

このような課題を解決し、利便性の向上、発信力の強化、管理体制の改善、ブランド力の向上を図り、加古川市の魅力を広く発信できる基盤を強化することを目的として、ホームページの全面リニューアルを行う予定である。

これらを踏まえ、一般社団法人加古川観光協会ホームページリニューアル業務の実施にあたっては、価格のみではなく、提案内容や業務実績を加味した総合的な見地から最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）及び契約候補者の次に契約の相手方となる候補者（以下「次点者」といい、契約候補者及び次点者を「契約候補者等」という。）を選定するものとする。

2 業務の概要

- (1) 業務名：一般社団法人加古川観光協会ホームページリニューアル業務（以下「本業務」という。）
- (2) 業務内容：「一般社団法人加古川観光協会ホームページリニューアル業務 仕様書」及び「機能要件等一覧」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 履行期間：契約締結の日から令和9年3月31日まで
※リニューアルサイトの公開は令和9年3月1日を予定とする。

3 施行予定額（予算額）

8,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※本業務の構築費用、データ移行費用、及び初年度（令和8年度分）のサーバー・ドメイン・保守費用を含む上限額。

※令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間の保守管理の内容、保守に係る経費（年度ごとの金額、消費税等含む）の見積額を別途提示すること。

4 プロポーザルの型式

本業務は公募型プロポーザルにより契約候補者等を決定するものとする。

5 契約候補者等決定までの流れ

- (1) プロポーザルへの参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、指定期日までに協会に参加申込みをし、参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）の通知を受けた場合にプロポーザルに参加できるものとする。
- (2) 参加者は、指定期日までに協会に企画提案書等を提出したのち、契約候補者等の選

定を受けるものとする。

- (3) 協会は、選定の結果、得点が上位1位となった者を「契約候補者」、上位2位となった者を「次点者」として選定し、まず契約候補者と期間を定めて企画提案の内容をもとに契約締結に向けて契約条件等について協議を行うものとする。
- (4) 上記(3)の期間内に協会と契約候補者との協議が整わない場合は、協会は次点者と協議を行うものとする。
- (5) 契約候補者等の選定に関する日程については、「14 日程及び提出書類等」のとおりとする。

6 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者。

地方自治法施行令第167条の4の規定	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
指名停止措置	プロポーザル参加表明書の公募開始日から契約締結日までの期間において、加古川市指名停止基準（平成6年告示第166号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
業務実績	令和3年1月1日以降に、観光協会、国、地方公共団体または法人等において、同種・類似のウェブサイト構築・リニューアル業務の契約実績を有すること。
経営の安定性	<ul style="list-style-type: none">・電子交換所若しくは手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は、当該業務委託の参加表明前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者でないこと。・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者でないこと。ただし、手続開始の決定後、国の一般競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。
契約の相手方としての適格性	加古川市契約からの暴力団排除に関する要綱（平成24年3月16日総務部長決定）に規定する暴力団等でないこと。

7 説明会

説明会は開催しない。

8 参加申込後の質疑・回答

参加申込後の質疑・回答については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、「質問書」（様式6）に質問事項を記載のうえ、令和8年3月6日（金）から令和8年3月18日（水）17時までに、電子メールにより「16 問い合わせ先」に送信すること。メールの件名は「一般社団法人加古川観光協会ホームページリニューアル業務委託に係るプロポーザルの問い合わせについて（会社名）」

とすること。

- (2) 質疑に対する回答は、参加者全員に電子メールにて令和8年3月23日(月)を目途に回答する。

※ただし、参加資格要件を満たさないことが明らかな質問者からの質疑については、協会は回答しないことができるものとする。

9 参加申込・資格審査

(1) 参加申込

参加希望者は、「プロポーザル参加表明書」(様式1)に必要な事項を記入、代表者印を押印のうえ、関係書類を添えて提出すること。

ア 関係書類：

- ①会社概要票(様式2)
- ②業務実績調書(様式3)
- ③参加資格要件に定める業務実績の分かる契約書、仕様書等の資料の写し
- ④会社概要(パンフレットなど任意)

イ 提出期限：令和8年3月13日(金)17時必着

ウ 提出方法：正本1部を直接協会窓口へ持参か、書留郵便とする。

エ 提出場所：「16 問い合わせ先」

(2) 資格審査

協会は、受け付けたプロポーザル参加表明書等により、参加希望者が資格要件を満たしているかについて審査し、参加資格確認の結果について、令和8年3月17日(火)までに参加希望者に電子メールで通知するものとする。

(3) 参加を辞退する場合

参加を辞退する場合には、「プロポーザル参加辞退書」(様式8)に必要な事項を記入、代表者印を押印のうえ、企画提案書提出期限までに「16 問い合わせ先」に提出するものとする。

10 企画提案について

(1) 企画提案書等の作成

参加者は、仕様書及び「企画提案書等作成要領」等に基づき、考えうる最適な方策を企画提案書等により提案するものとする。企画提案は1者につき1件とする。

なお、企画提案書等に記載された内容については、企画提案時に提出した見積額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

見積書及び見積内訳書については、履行期間内に本業務内容を実施するための費用を施行予定額の範囲内で作成すること(様式は任意。代表者職氏名を記入し、押印のこと)。また、金額は消費税等抜きの金額を記入すること。

(2) 提出部数

ア 正本 1部

イ 副本 4部

※「企画提案書等提出届」(様式9)の「1 提出書類」に記載された各提出書類の電子ファイル一式を納めたCD-ROM又はDVD-ROMを1枚提出すること。なお、電子ファイルに関しては、Microsoft Office及びAcrobat Readerにて参照可能な形式とすること。

(3) 提出の期限、方法及び場所

ア 提出期限：令和8年4月6日(月)17時 必着

イ 提出方法：直接協会窓口へ持参か、書留郵便とする。

※窓口への持参は、月曜日から土曜日(日曜日を除く。)のうち、9時00分から17時15分までとする。

※電子メールでの提出は不可とする。

※郵送による提出の場合、提出期限までに到着しなかったものは受け付けない。

ウ 提出場所：「16 問い合わせ先」

(4) 企画提案書に対する質問

企画提案書等の内容について、協会が参加者に問い合わせを行った場合、問い合わせを受けた参加者は速やかに回答するものとする。

11 プレゼンテーションの実施

提案書等の内容について、プレゼンテーションを実施し、評価を行う。

時間、場所等の詳細については、令和8年4月中旬に電子メールで通知する。

※プレゼンテーション時間の内訳は、準備5分、説明20分、質疑応答10分を予定している。

12 契約候補者等の選定

契約候補者等の選定については、「採点基準表」により、契約候補者及び次点者を決定する。なお、総合評価点と同じ場合は、出席委員の多数決で決定し、可否同数のときは、委員長が決定する。

また、総合評価点のうち見積額の評価を除いた170点満点中の5割(85点)に満たない者は、契約候補者等に選定しない。

13 契約締結に向けての協議

(1) 仕様等の確定について

協会は、契約締結に向けて、契約候補者と協議を行うが、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものでない。

協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができる。次点者においても同様とする。

(2) 契約金額について

契約金額は原則として、企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。ただし、協議時に企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りではない。

(3) 契約書について

契約書は、協会が用意したものを使用する。

(4) 契約保証金について

契約締結時は、契約金額の10分の1に相当する保証金を納付すること。ただし、契約の相手方が保険会社との間に協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき等は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

また、契約保証金の納付は、金融機関が振出し又は支払保証した小切手等の提供をもって、これに代えることができる。

14 日程及び提出書類等

事務等の名称	日程・締切	提出書類等	
公募開始（募集要領等の公表）	令和8年3月6日（金）	—	—
参加申込	令和8年3月13日（金）17時まで（必着）	様式1～様式3、必要書類	参加希望者⇒協会
参加資格審査結果の通知	令和8年3月17日（火）までに発送	—	協会⇒参加希望者
質問締切	令和8年3月18日（水）17時まで	様式6	参加者⇒協会
質問に対する回答	令和8年3月23日（月）17時まで	メールで回答	協会⇒参加者
企画提案書提出	令和8年4月6日（月）17時まで（必着）	様式9～様式12 企画提案書 見積書等 上記電子ファイル一式	参加者⇒協会
プレゼンテーション実施日通知	令和8年4月中旬ごろ	メールで通知	協会⇒参加者
プレゼンテーション	令和8年4月中旬ごろ		—
審査 選定結果等の通知	令和8年4月27日（月）までに発送	結果通知	協会⇒参加者
契約候補者との協議	令和8年5月11日（月）まで	—	—
次点者との協議	令和8年5月13日（水）	—	—
契約締結日（予定）	令和8年5月中旬頃	契約書	—

※日程は事務の都合により変更する場合があります。

※契約候補者との協議が整った場合は、協会は速やかに次点者にその旨及び次点者との協議を行わないことを通知する。

15 その他

- (1) 参加者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ア 提出書類の提出期限を過ぎた場合
 - イ 募集要領、企画提案書等作成要領に定める事項に違反した場合
 - ウ 見積額が「3 施行予定額（予算額）」において提示している提案上限額を超過する場合
 - エ 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
 - オ 募集要領に定める方法以外で協会職員、選定委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合
 - カ その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと協会が判断した場合
- (2) 企画提案に要する費用はすべて参加者の負担とする。
- (3) プロポーザルの過程で得た情報等は協会に帰属し、協会は調査手段等を含め公開・配付できるものとし（個人情報及び公開によりその者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報を除く）、参加希望者はこのことに同意のうえ参加申込をすることとする。
- (4) 契約候補者となった場合、業務実績として協会の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については協会の許可なく開示できないこととする。
- (5) 提出された企画提案書等は返却せず協会の所有物として組織内で複写・配付を行う場合がある。
- (6) 提出された企画提案書等の内容について審査の過程で疑義が生じた場合は、必要に応じて協会から疑義の照会を行うことがある。
- (7) 電子メール等の事故については、協会はいかなる責任も負わない。
- (8) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜協会が判断するものとする。

16 問い合わせ先

一般社団法人加古川観光協会

住 所：〒675-0064

兵庫県加古川市加古川町溝之口800番地（加古川プラザホテル1階）

電 話：079-424-2170

FAX：079-424-2180

E-mail：katsudemi@kako-navi.jp

担 当：北口